

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域資源をいかした観光誘客～市民が主役の観光地域づくり～

2 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県上越市

3 地域再生計画の区域

新潟県上越市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

近年の観光客入込数は、H27：5,782千人、H28：5,520千人、H29：4,939千人、H30：5,177千人と変動があるものの概ね減少の傾向となっている。

主な増減の理由は、新水族博物館の完成による増のほか、北陸新幹線の開業に関するイベントによる増や天候の影響による海水浴客やイベントの増減、大規模イベントの内容変更による減等、一過性・季節性の誘客に関する影響が大きいことから、着実な観光入込数の増加には一年を通じた誘客が課題となる。

市民アンケート調査では、市民の地域資源に対する自信の無さが垣間見られるとともに、合併により広域となった市域ゆえ地区間の連携が弱く、点在する魅力が繋がっていないなど市内他地区への関心が薄い傾向が確認され、多種多様な地域資源を保有する地域全体のポテンシャルの高さをいかしきれていない。

また、地域経済分析システム（RESAS）によって当市の地域資源を分析（経路検索条件データ 2018年5月休日）すると、経路検索サービス（NAVITIME）の目的地として設定される観光資源等の上位3位は「高田公園」「春日山城跡」「道の駅うみてらす名立」となるが、北陸新幹線沿線の長野県、新潟県、富山県、石川県の沿線自治体を対象に加えると、上位3位は「善光寺」「戸隠神社」「白糸の滝」と続き、当市は分析可能な上位20位は入らない。これらのことから、当市には多種多様で魅力的な地域資源が豊富にあるものの、当該資源は歴史・文化・物

語等一見しただけでは価値が伝わりづらいものが多いほか、それらの情報が行き届いていないと捉えており、日常的な観光入込数の増加には、地域資源そのものの付加価値（分かりやすい魅力等）向上やそれらを補完する丁寧な魅力発信が課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

上越市の観光入込数は、平成27年から平成29年にかけて減少し、平成30年は対前年比で増加したものの、平成28年と比べると少ないなど概ね減少の傾向が続いていることから、北陸新幹線の開業によるアクセス性の向上（東京をはじめとした首都圏から約2時間）を活かしきれていない可能性がある。また、観光誘客は、大規模イベント等一過性・季節性のコンテンツが中心であり、入込数は天候不順により減少するうえ、産業として根付きにくく、日常的な誘客や日々魅力を伝える環境が整っていない現状にある。さらに、当市は平成17年に全国最多となる14市町村により合併し、市域が広く（東京都の約半分）、素晴らしい地域資源が豊富にあるものの、点在する魅力が繋がっていない現状を抱えている。

一方で、多くの市民がまちに対して愛着や観光誘客に対する期待を持っているとともに、上杉謙信の居城である春日山城や徳川家康の六男である松平忠輝を初代城主とする高田城など越後国の中心として栄えた奥深い歴史・文化等が存在し、そこから育まれた多種多様な地域資源（歴史・文化・自然・人の営み等）が多く存在する。

そこで、観光の促進に向けた第一歩として、市民を含む様々な主体が観光の担い手となり、地区間の連携の意識を醸成しながら、地域一丸となった観光地域づくりを行うことで日常的な観光誘客の基礎となる環境を整えるとともに、様々な地域資源の付加価値を高めて磨き上げ観光資源化を図ることで、観光入込客増加や観光消費の増加による地域活性化を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020年度増加分 1年目	2021年度増加分 2年目

休日1日当たりの市民以外の市内滞在人口 (年間平均) (人/日)	23,754	1,188	1,511
歴史的旧家の連携誘客事業の年間来場者数 (人/年)	2,483	248	521
上越観光Naviの総ページビュー数 (件/年)	1,009,687	190,313	100,000
拠点施設の入館者数(直江津学びの交流館、 ライオン像のある館、直江津ショッピング センター、直江津屋台会館) (人/年)	953,404	-	27,096

2022年度増加分 3年目	2023年度増加分 4年目	2024年度増加分 5年目	K P I 増加分 の累計
1,904	2,037	2,180	8,820
821	0	0	1,590
100,000	100,000	100,000	590,313
2,000	0	0	29,096

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金(内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域資源をいかした観光誘客事業～市民が主役の観光地域づくり～

③ 事業の内容

当市の観光は、天候等に左右される一過性等の観光誘客が多く、観光を生業とする産業が根付きにくい背景もあり、日常的に観光客を受け入れる環境が不十分である。着実な観光入込数の増加には一年を通じた誘客が必要であり、その足掛かりとして、まずは市民を含む様々な主体による観光の担い手による日常的な観光交流を増やしていく。

そのためには、担い手育成に向けた「観光地域づくり実践『未来塾』」の実施や、未来塾等に活用する素材として「観光データ収集」による「上越市の観光に関するデータ集」を作成する。さらに、歴史的旧家※を活用した日常的な観光誘客の環境整備に向けて「歴史的旧家活用促進環境整備支援」を行う。

当市の観光素材には、多種多様で魅力的な地域資源が豊富にあるものの、歴史・文化・物語等一見しただけでは価値が伝わりづらいものが多い。このため、様々な地域資源に意識を向けた丁寧な魅力発信の取組や、多種多様な地域資源の付加価値（魅力）をさらに高め、観光交流を増やしていく。

そのためには、「観光地域づくり実践「未来塾」」の実施による丁寧な魅力発信に向けた語り部の育成や、日常的に当市の魅力を発信するきっかけづくりとして「#上越もよう」を活用した「SNSフォトコンテスト」を実施する。さらに、地域資源の連携によって付加価値を高め誘客を促進していくモデル事業として、市内に点在する歴史的旧家を一体的に活用・ブランド化・情報発信に向けて「歴史的旧家ブランド化推進組織の立ち上げ・自立化支援」を行うとともに、地域とアートのコラボレーションによる地域資源の魅力向上や発信力強化に向けたモデル事業として、自然や文化等をテーマとし、海岸や港町の風景、文化施設や商店街等で実施するアートの展示やイベント等の開催を支援する。

※歴史的旧家は、江戸や明治期などに建築された庄屋クラスの文化財等で、当主の居住等現在も当主が管理等に関わっているなど、建築当時の人と建物が揃って残っている貴重な地域資源のこと。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

日常的な観光誘客が芽生えることで観光を生業とする企業や事業等が生まれるなど、地域内の消費の増加に伴う法人市民税等の税収が向上し、当市の自主財源により事業が自立する。また、歴史的旧家のブランド化を推進する組織が生まれ、イベント等を主体的に実施することで、当該旧家の集客が増え、建物の見学料等から収入を得る形で自立的に取組を継続していく推進組織となる。

【官民協働】

本事業は、当市の観光誘客の促進に必要となる日常的な受入環境の整備に向けて、地域住民、市民団体、大学、民間事業者など多様な担い手が当市の魅力を発信する役割を持ち、行政は、その担い手を育成していく役割を持っている。また、観光誘客の素材となる魅力的な地域資源の付加価値の向上に向けて、多様な担い手が主体的に取り組む役割を持ち、行政は、その取組に必要な体制や環境を構築していく役割を持っている。

【地域間連携】

航路がある佐渡市や上越地域の近隣2市と連携した広域観光誘客の促進により、それぞれの自治体が持つ特色をいかした一体的な観光PRや情報交換が可能となり、観光誘客が促進する

【政策間連携】

当事業の実施により、観光誘客が促進されることで、地元食材や地域の飲食店等への消費につながる等の農業振興・産業振興の観点や、市民等が文化財等の貴重な地域資源を知り・伝えることや、アートに気軽に触れることで教育・文化振興の観点、農村部に位置する歴史的旧家の誘客が促進されることでにぎわいが創出され農村振興の観点、当市の中心市街地である直江津地区を「なおえつ うみまちアート」の舞台とすることで、中心市街地活性化の観点から連携が生まれる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度4月に、3月末時点のKPIの達成状況を企画政策課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

当市の総合戦略の策定及び推進を担う「上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会」の総会や市議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 88,082千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間年長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。